

議案第18号

八幡浜市建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和7年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市建設残土処理場管理条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分に示すように改める。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
八幡浜市第二建設残土処理場	八幡浜市川之内4番耕地383番地外		八幡浜市第一建設残土処理場	八幡浜市川之内5番耕地309番地外	
八幡浜市第二建設残土処理場	八幡浜市川之内4番耕地383番地外		八幡浜市第二建設残土処理場	八幡浜市川之内4番耕地383番地外	
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
施設別	車種別	車種別1台当たりの単価	施設別	車種別	車種別1台当たりの単価
八幡浜市第二建設残土処理場	2トン車	1,320円	八幡浜市第一建設残土処理場	2トン車	950円
	4トン車	2,750円		4トン車	1,880円
	10トン車	6,930円		10トン車	4,720円
八幡浜市第二建設残土処理場	2トン車	1,320円	八幡浜市第二建設残土処理場	2トン車	1,320円
	4トン車	2,750円		4トン車	2,750円
	10トン車	6,930円		10トン車	6,930円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

八幡浜市第一建設残土処理場の廃止に伴い、所要の改正を行うため。

